平成２６年（フ）第１１６号
茨城県つくば市苅間1237番地１　研究学園Ｄ２街区10フロンティア・コンフォート研究学園201号、前住所東京都杉並区井草１丁目21番13号　レオパレス井草
債務者　武藤　志保
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２５号
茨城県かすみがうら市田伏1649番地
債務者　樫本　知美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
富山県砺波市太郎丸１丁目７番26号　コーポＹ・Ｔ・Ｇ・Ｂ棟105号室
債務者　吉田　雅彦
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１７号
富山県砺波市太郎丸１丁目７番26号　コーポＹ・Ｔ・Ｇ・Ｂ棟105号室
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３６号
富山県射水市太閤山２丁目５番地　県営住宅３―303、前住所石川県小松市粟津町ヌ３番地２　夢メゾンのとや202
債務者　橘　佐和子（旧姓竹上）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第７５号
富山県高岡市五十里西町76番地
債務者　堂賀工業こと　堂賀　幸人
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２１１号
岐阜県各務原市蘇原吉野町３丁目140番地１
債務者　早川　健二
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７５５号
名古屋市南区汐田町12番25号　あさひハイツ402号
債務者　白岩　　一
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３４号
広島市南区丹那新町４番４―203号　ＹＫコーポ１
債務者　縫部　房根
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
福岡県直方市須崎町３番22号　エイルヴィラ直方駅前201号
債務者　北野　定美
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１２６号
福岡県久留米市東櫛原町444番地　エスティームアン櫛原308号、前住所福岡県久留米市東櫛原町70番地　草場コーポ301号
債務者　西原　和洋
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１２９号
福岡県久留米市上津町2228番地1650　サイプレスリッジＢ203号
債務者　宮崎　良太
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７２号
鹿児島県垂水市田神316番地５
債務者　山下　　真
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎2145番地
債務者　宮園　　舞
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
北海道苫小牧市字美沢114番地の26　ノーザンホースパーク男子寮
債務者　河原　晟也
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１７９号
新潟市東区中興野３番17号　Ｍハイツ１101
債務者　小出　敏子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９９号
金沢市窪２丁目128番地
債務者　清水　琴絵
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
金沢地方裁判所